厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿障害予防規則等について

北海道労働局 労働基準部 健康課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

石綿障害予防規則に基づく実施事項

解体作業等における事前の措置

情報提供
（発注者・注文者）
（8条、9条）

↓

事前調査
（3条、4条の2（結果報告））
※1、※2
作業計画
（4条）※1

↓

労働基準監督署への
事前の届出
（安衛法88条、安衛則86，90条）※2

建築物等の解体作業等における措置

○発生源対策
- 湿潤化
（13条）※1

○ばく露防止対策
- 呼吸用保護具
- 保護衣
（14条等）※1

○隔離
負圧あり：（6条）※1
負圧なし：（6条の2、6条の3）※1

○立入禁止
（7条）※1

○管理
- 石綿作業主任者
（19条、20条）※1
- 特別教育
（27条）※1
- 付着物の除去
（32条の2）※1
- 飲食喫煙の禁止
（33条）※1　※2
- 掲示
（34条）※1
- 作業の記録
（35条、35条の2）※1、※2
- 保護具等の管理
（46条）※1

○健康診断　（40条）　※2

罰則について：　※１　6月以下の懲役又は50万円以下の罰金　　※２　50万円以下の罰金

石綿障害予防規則等の主な改正内容

1　解体・改修工事開始前の調査

- 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、３年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

2　解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）
- 建設工事計画届の対象拡大（作業届の対象だった作業を計画届の対象に格上げ）

3　負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- 隔離･漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん･排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

4　隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- けい酸カルシウム板１種をやむを得ず切断等により除去する場合の措置の新設（隔離の義務化。負圧は不要）
- 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離の義務化。負圧は不要）

5　その他の作業に係る措置の強化

- 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

6　作業の記録

- 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7　発注者による配慮

- 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

石綿障害予防規則改正のポイント

改正前

レベル１
石綿含有吹付け材

レベル２
石綿含有保温材、
耐火被覆材、断熱材

レベル３
スレート、Pタイル、
けい酸カルシウム板1種等
その他石綿含有建材

事前調査
作業計画
掲示
湿潤な状態にする
マスク等着用
作業主任者の選任
作業者に対する特別教育
健康診断

計画届 ※十四日前
作業届 ※工事開始前

負圧隔離
集じん・排気装置の初回時点検
作業開始前の負圧点検
等

改正後 ※下線部分が改正内容

レベル１
石綿含有吹付け材

レベル２
石綿含有保温材、
耐火被覆材、断熱材

けい酸カルシウム板1種※2（破砕時）
仕上げ塗材（電動工具での除去時）

レベル３
スレート、Pタイル等
その他石綿含有建材

事前調査
調査方法を明確化
資格者による調査
調査結果の３年保存、現場への備え付け
作業計画
作業状況等の写真等による記録・３年保存
掲示
湿潤な状態にする
マスク等着用
作業主任者の選任
作業者に対する特別教育
健康診断

事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事※1が対象）

計画届（レベル2も計画届） ※十四日前

負圧隔離
集じん・排気装置の初回時、変更時点検
作業開始前、中断時の負圧点検
隔離解除前の取り残し確認
等

隔離
※負圧は不要

※１ 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
※２ 石綿含有けい酸カルシウム板１種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル１・２ほどの飛散性はないが他のレベル３より飛散性が高い

事前調査及び分析調査（石綿則第3条）

1 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要

2 事前調査は、設計図書等の書面による調査(①−1)と、目視による調査(①−2)の両方を行う必要があります

3 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査（②）が必要です

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

◆「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう

◆目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査

◆石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない

・その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
・その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法

◆以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい

・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
・着工日が平成18年9月1日以降であることの確認

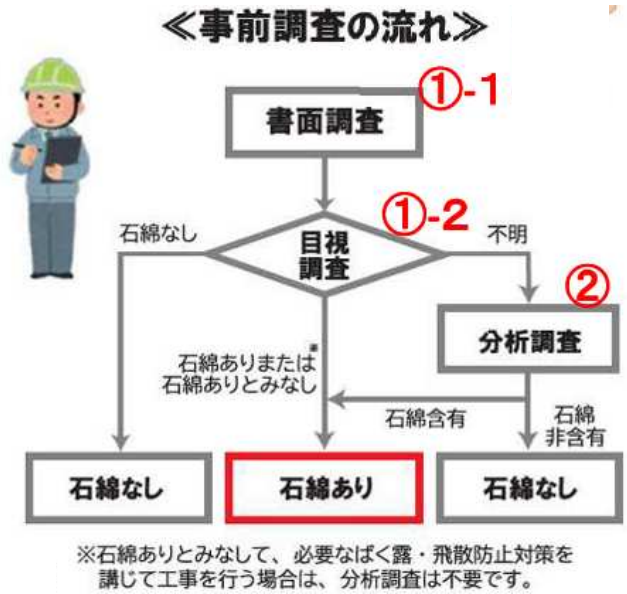

事前調査の範囲の拡大

建築物

- 全ての建築物
- 建築物に設ける建築設備（ガス・電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙、汚水処理の設備等）を含む

工作物

- 建築物以外で土地、建築物、工作物に設置されている（いた）もの全て。
- 煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等
- 建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等
- 製造・発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等

船　舶

- 船体の主たる構造材が鋼製のもの

の

解体等の作業

・解体の作業
・改修の作業

（封じ込め 囲い込み を含む）

を行うときは、あらかじめ、解体等対象建築物等について、**石綿等の使用の有無を調査**することが必要です。

※「工作物」の範囲が、建築物内の設備にまで拡げられました（下線部）。

※「改修」の範囲が拡げられ、原則すべての改修工事が対象となりました。（詳細は次のスライド）

事前調査の解説

＜小規模な「改修」も対象に＞

◎従来、「改修」とは、建材を全面的に取り替える等の作業をいい、小規模な作業を含むものではないこととしていました。

◎今回の改正において、下記のようなごく限られた場合のみ、事前調査を行う必要がないと通達されました。

◎解体等の作業に該当せず事前調査を行う必要がない作業（要約）

ア

木材、金属、石、ガラス等のみの構成物、**畳、電球等**石綿等が含まれていないことが明らかなもの工事において、

・**手作業や電動ドライバー等**で容易に取り外せる

・**ボルト、ナット等**の固定具を取り外すことで除去・取り外しが可能 など

除去等の際に**周囲の材料を損傷させるおそれのない**作業

イ **釘打ち固定、刺さっている釘を抜く等**の、**極めて軽微な損傷しか及ぼさない**作業**（電動工具等で、石綿含有の可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、事前調査必要）**

ウ **既存の塗装の上に新たに塗装を塗る**等、**現存する材料等の除去を行わない**作業

エ 国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁の確認・調査により、石綿が使用されていないことが確認された工作物、船舶等の解体等

（令和２年８月４日・基発0804第８号　　詳細は、通達本文を確認して下さい。）

事前調査を行う者の要件

対象		調査に必要な資格等
建築物	・建築物の解体等の作業 **令和5年10月1日施行**	・特定建築物石綿含有建材調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査時点でも引き続き登録されている者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部に限る）
船　舶	・鋼製の船舶の解体等の作業 **令和5年10月1日施行**	・船舶石綿含有資材調査を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し修了考査に合格した者 ・上記と同等以上の知識を有すると認められる者
工作物	・特定工作物（①～⑤、⑦～⑪）の解体等の作業	・工作物石綿事前調査者
	・特定工作物（⑥、⑫～⑰）の解体等の作業 ・特定工作物以外の工作物で、石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業 **令和８年1月1日施行**	・工作物石綿事前調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・令和５年９月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査時点でも引き続き登録されている者

特定工作物

① 反応槽、② 加熱炉、③ ボイラー、圧力容器
④ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
⑤ 焼却設備
⑥ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
⑦ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
⑧ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）
⑨ 変電設備、⑩ 配電設備
⑪ 送電設備（ケーブルを含む）
⑫ トンネルの天井板
⑬ プラットホームの上家
⑭ 遮音壁
⑮ 軽量盛土保護パネル
⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）
令和5年10月1日から適用

事前調査を目視等によらなくてよい場合（石綿則第3条③）

事前調査方法 原則	・**設計図書等の文書を確認する方法** ・**目視により確認する方法**

以下の場合等で要件に該当するときは、**所定の文書等を確認する方法によることができます。**

① **過去に事前調査に相当する調査**が行われている場合

② 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律に基づく
「有害物質一覧表確認証書」等の交付を受けた船舶

③ 着工日が**平成18年9月1日以降**である建築物、船舶、施設等

三　建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶（日本国内で製造されたものに限る。）の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日（第五項第四号において「着工日等」という。）が平成18年9月1日以降である解体等対象建築物等（次号から第八号までに該当するものを除く。）　当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法

四　平成18年9月1日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下この項において同じ。）であって、平成19年10月1日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの　当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

五　平成18年9月1日以降に新築工事が開始された鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成21年4月1日以降にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの　当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

六　平成18年9月1日以降に製造工事が開始された潜水艦であって、平成21年4月1日以降にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの　当該製造工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

七　平成18年9月1日以降に新築工事が開始された化学工業の用に供する施設（次号において「化学工業施設」という。）の設備であって、平成23年3月1日以降にその接合部分にグランドパッキンが設置されたもの　当該新築工事の着工日及び当該グランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

八　平成18年9月1日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であって、平成24年3月1日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの　当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

記録の作成・保存（石綿則第3条⑦）

●事前調査・分析調査を行ったときは、所定の事項の記録を作成し**調査終了日から３年間保存**することが必要です。

＜記録する事項・要約＞

① 事業者の名称、住所及び電話番号
② 作業場所の住所・工事名称・工事概要
③ 調査終了日
④ 調査対象の建築物・工作物・船舶の着工日等
⑤ 調査対象の建築物・工作物・船舶の構造
⑥ 事前調査を行った部分（含・分析試料を採取した場所）
⑦ 事前調査の方法（含・分析調査の方法）
⑧ 調査部分ごとの石綿等の使用の有無、
石綿等含有とみなした場合はその旨、
石綿等が使用されていないと判断した場合はその根拠
⑨ 建築物に係る事前調査を行った者の氏名、資格を証する書面（分析調査を行った者の氏名、資格を証する書面）
⑩ 目視確認が困難な材料の有無及び場所

記録の掲示等（石綿則第3条⑧）

①すべての解体等作業場

次の事項を**労働者が見やすい箇所に掲示**することが必要です。

<掲示する事項・要約>

- 調査終了日
- 事前調査を行った部分（含・分析試料を採取した場所）の概要
- 調査部分ごとの石綿等の使用の有無、
  石綿等含有とみなした場合はその旨、
  石綿等が使用されていないと判断した場合はその根拠の概要

②石綿等が使用されている解体等作業場

上記の掲示 ＋ 事前調査の記録の写しの備え付け

まとめ

事前調査が必要な工事 ＞＞ 報告が必要な工事

●**原則すべて**の解体・改修工事
●規模や請負金額にかかわらず**小規模**なものも

- **「事前調査」必要**
  - ・調査方法は原則、設計図書＋目視
  - ・2023年10月からは資格要件あり
- **「記録の作成と3年間保存」必要**
  - ・石綿含有の有無に関わらず
- **作業場に「記録の掲示等」必要**
  - ・石綿含有の有無に関わらず
  - ・石綿含有の場合は、事前調査の記録の写しも備え付け

●**一定規模**の解体・改修工事

- **「事前調査結果報告」必要**
  - ・原則、電子システムで

解体等の作業に該当せず**事前調査を行う必要がない作業**

- ●材料を損傷させない
- ●釘の抜き打ちだけ
- ●塗装の重ね塗りだけ

など限られた場合

事前調査の結果等の報告（石綿則第4条の２、令和5.3.27厚労省告示第89号）

◆ 建築物の解体・改修工事
工事に係る部分の床面積の合計が８０㎡以上の解体工事又は
請負代金が 100 万円以上の改修工事

◆ 工作物の解体・改修工事
特定工作物の解体・改修工事で、請負代金が 100 万円以上のもの

◆ 船舶の解体・改修工事
総トン数が20トン以上のもの

※ 石綿等の使用の有無に関わらず報告が必要です。

※ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元方事業者（元請）が報告義務を負います。

※ 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、監督署と自治体の両方に報告することができます。

※ システムの利用にはＧビズＩＤが必要です。

計画届の提出（安衛則90条、石綿則５条）

・建設業等で次の仕事を開始しようとするときは、**工事開始の14日前までに、所轄労働基準監督署長に計画届を提出**することが必要です。

- 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。次号において同じ。）に**吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗り材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込み**の作業を行う仕事
- 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている**保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込み**の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

従　前	建築物、工作物、船舶	うち耐火・準耐火建築物
吹き付け石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付け石綿等の封じ込め・囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め・囲い込み	作業届	作業届

計画届に範囲の拡大

令和3年4月1日施行 現　在	建築物、工作物、船舶	うち耐火・準耐火建築物
吹き付け石綿等の除去（石綿含有仕上げ塗材を除く）	計画届	計画届
吹き付け石綿等の封じ込め・囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め・囲い込み	計画届	計画届

※改正により従来の作業届の提出は基本的に不要となります。建設業・土石採取業以外の業種の場合は、計画届でなく作業届の提出が必要です。

分析調査を行う者の要件

・厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者

・（公社）日本作業環境測定協会の
「石綿分析技術の評価事業」でAランク、Bランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者

・（一社）日本環境測定分析協会の
「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析ｴｷｽﾊﾟｰﾄｺｰｽ）修了者」

・（一社）日本環境測定分析協会に登録されている
「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」

・（一社）日本環境測定分析協会に登録されている
「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

・（一社）日本繊維状物質研究協会の
「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

労働者に対するばく露防止措置

石綿含有成形品の除去に係る措置（石綿則第６条の２、告示279号）

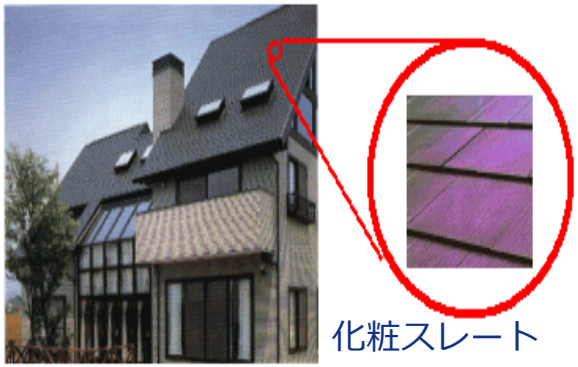
化粧スレート

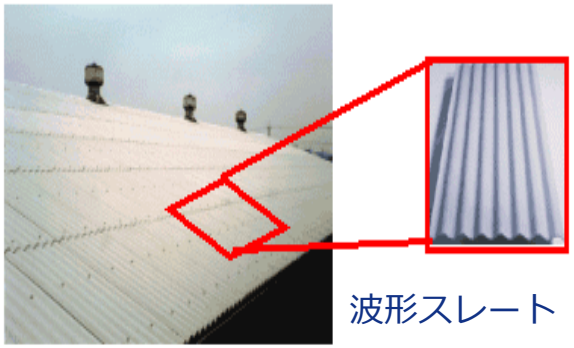
波形スレート

床タイル

床シート

・**石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去**は、**切断・破砕等以外の方法により行うことが必要**となりました。（技術上困難な場合は除きます ）

■**切断等以外の方法**
ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外す等

■**技術上困難なとき**
・**材料が下地材等と接着材で固定**されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合
・**材料が大きく**切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合

労働者に対するばく露防止措置

石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置（石綿則第６条の３）

「石綿含有仕上げ塗材」とは

セメント、合成樹脂等の結合材、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内外の壁又は天井を、吹付け、ローラー塗り、こて塗り等によって立体的な造形性を持つ模様に仕上げる材料としてJIS A 6909に定められている建築用仕上塗材のうち、石綿等が使用されているものをいいます。

・**石綿含有仕上げ塗材を、電動工具**（ディスクグラインダー、ディスクサンダー）**で除去**するときは、**ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、常時湿潤な状態に保って**作業をすることが必要となりました。
（隔離場所を負圧に保つ必要はありません。）

・常時湿潤な状態に保つ措置には、剥離剤を使用する方法が含まれます。

・高圧水洗工法、超音波ケレン工法等の場合は、作業場所の隔離は不要です。

労働者に対するばく露防止措置

石綿等の切断等の作業等に係る措置 （石綿則第13条）

●次の作業を労働者に行わせるときは、石綿等を**湿潤化**することが必要です。

＜湿潤化が必要な作業・要約＞

・石綿等の切断等の作業
・石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
・粉状の石綿等を、容器に入れる作業、容器から取り出す作業、混合する作業
・石綿等の切断等の作業等で発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

●湿潤化が著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿等の粉じんの発散防止措置を講ずるように努めることが必要です。

＜著しく困難なとき・要約＞

- 湿潤化することで石綿等の有用性が著しく損なわれるとき
- 掃除作業で、湿潤化するとかえって掃除が困難になるとき
- 吹付け石綿等の囲い込みで、湿潤化するとかえって粉じんが発散するとき

●従来は、著しく困難なときは湿潤化を行えなくてもやむを得ないとしていましたが、今回の改正で湿潤化に代わる措置を講ずるよう努めることとされました。

→ **除じん性能付き電動工具の使用、作業場所を隔離するなど**

作業の記録（石綿則第35条）

・石綿粉じんを発散する場所で常時作業に従事する労働者については、１ヵ月を超えない期間ごとに作業の記録を作成し、これを作業を離れた日から４０年間保存することとされています。その際の記録すべき項目に、事前調査・分析調査の結果の概要、上記（６）の記録の概要、保護具等の使用状況等が追加されました。

＜作業の記録の項目・要約＞

1. 労働者の氏名
2. 石綿取扱い作業等の従事者について
   - 従事した作業の概要
   - 作業に従事した期間
   - 事前調査・分析調査の結果の概要
   - 作業の実施状況の写真等による記録の概要（35条の２第１項関係）
3. 周辺作業の従事者について
   - 周辺作業従事者が行った作業の概要
   - 周辺作業従事者が作業に従事した期間
   - 事前調査・分析調査の結果の概要
   - 作業の実施状況の写真等による記録の概要（35条の２第１項関係）
   - 保護具等の使用状況
4. 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要、事業者が講じた応急の措置の概要

作業計画による作業の記録（石綿則第35条の２）

・石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、作業終了日から３年間、次の記録を保存することが必要となりました。

第４条第１項・作業計画に従って作業を行わせたことの記録

写真その他、実施状況を確認できる記録

・撮影場所、撮影日時等が特定できる記録にすること。

・**動画**により記録する方法も可。

＋

＜記録する事項・要約＞

・解体等作業に従事した労働者の氏名、解体等作業従事期間

・周辺作業に従事した労働者の氏名、周辺作業従事期間

・記録作成のため必要な場合には、記録の作成者や発注者の労働者に、適切な呼吸用保護具と作業衣を着用させて、隔離された作業場所に立ち入らせることができます。

発注者による配慮（石綿則第８条）

■ 建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の**発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるように配慮しなければならない**こととする。

参考：発注者向けリーフレット

解体・改修工事を発注する皆さまへ

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する
石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で**飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症**するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和３年４月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- **建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること**
  - **工事の費用（契約金額）**
  - **工期**
  - **作業の方法**

  【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります
- **工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること**
- **石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること**

石綿事前調査結果報告システム

石綿事前調査結果報告システムの利用にあたっては、GビズIDが必要となります。

- GビズIDの発行はこちら
（https://gbiz-id.go.jp/top/）
- メールアドレスがあれば即日発行が可能な「GビズIDエントリー」、印鑑証明書と申請書を郵送し、一定の手続きを行った上で発行される「GビズIDプライム」の２種類があり、どちらでもご利用が可能です。
- GビズIDプライムには、複数の工事を一括して申請できる機能を実装しており、多数の工事を行う事業者の方につきましては、Gビズプライムの申請をご検討ください。

出典：石綿総合情報ポータルサイトhttps://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/

石綿総合情報ポータルサイト

石綿 総合情報ポータルサイト TOP

厚生労働省

石綿とは | 事業者 | 作業従事者 | 一般の方 | 報告システム | 改正ポイント | 講習会情報 | リンク・資料

講習会情報

石綿作業主任者技能講習

登録教習機関一覧(都道府県別)

建築物石綿含有建材調査者講習

登録講習機関数	： **103** 機関	※令和4年10月1日時点
建築物石綿含有建材調査者講習修了者数	： **50,179** 人	※令和4年7月末時点

建築物石綿含有建材調査者講習を受講したい場合は、下記の講習機関まで直接お問い合わせ下さい。

北海道・東北エリア | 関東・甲信越エリア | 北陸・東海エリア | 近畿エリア

中国・四国エリア | 九州エリア | 複数県エリア

【登録講習機関一覧】※令和4年(2022年)10月3日時点

北海道・東北エリア

北海道： 一般社団法人 日本石綿講習センター
公益社団法人 北海道労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会 北海道支部

青 森： 一般社団法人青森県労働基準協会

近畿エリア

滋 賀： 建設業労働災害防止協会 滋賀県支部
公益社団法人 滋賀労働基準協会

京 都： 建設業労働災害防止協会 京都府支部
公益社団法人 京都労働基準協会

出典：石綿総合情報ポータルサイトhttps://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/

石綿障害予防規則等改正事項の施行日

	令和２年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	
	７月	10月	４月	４月	４月	10月
改正石綿則・安衛則の公布						
事前調査方法の明確化	周知	令和３年４月施行				
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用	周知	令和３年４月施行				
事前調査・分析調査を行う者の要件新設	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）					令和５年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等	周知	令和３年４月施行				
計画届の対象拡大	周知	令和３年４月施行				
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設	周知、電子届出システムの開発			令和４年４月施行		
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化	周知	令和３年４月施行				
けい酸カルシウム板第１種を切断等する場合の措置の新設	周知	令和２年10月施行				
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知	令和３年４月施行				
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）	周知	令和２年10月施行				
労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知	令和３年４月施行				
作業実施状況の写真等による記録の義務化	周知	令和３年４月施行				
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知	令和３年４月施行				

石綿障害予防規則に関するお問合せは、最寄りの労働基準監督署へお願いします。
（管轄地については、北海道労働局ホームページで参照できます。）

北海道労働局	（健康課）	011-709-2311（内3563）
札幌中央労働基準監督署	(安全衛生課)	011-737-1192
札幌東労働基準監督署	(安全衛生課)	011-894-2816
函館労働基準監督署	(安全衛生課)	0138-87-7606
小樽労働基準監督署	(安全衛生課)	0134-33-7651
岩見沢労働基準監督署	(第三方面)	0126-22-4490
旭川労働基準監督署	(安全衛生)	0166-99-4705
帯広労働基準監督署	(安全衛生)	0155-97-1244
滝川労働基準監督署	(安全衛生課)	0125-24-7361
北見労働基準監督署	(安全衛生課)	0157-88-3984
室蘭労働基準監督署	(第三方面)	0143-23-6131
苫小牧労働基準監督署	(第三方面)	0144-88-8900
釧路労働基準監督署	(第三方面)	0154-45-7836
名寄労働基準監督署	(安全衛生課)	01654-2-3186
留萌労働基準監督署	(監督安全衛生課)	0164-42-0463
稚内労働基準監督署	(監督安全衛生課)	0162-73-0777
浦河労働基準監督署	(監督安全衛生課)	0146-22-2113
倶知安支署	(監督安全衛生課)	0136-22-0206

ご清聴ありがとうございました。